

白河地方消防防災協会会則

白河地方消防防災協会

白河地方消防防災協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、白河地方消防防災協会と称し事務局を白河地方広域市町村圏消防本部（以下「消防本部」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、消防法その他関係法令を遵守し防火管理、危険物の安全管理及び消防用設備等の設置と維持管理の強化に努め、消防機関との連携を密にし、会員相互の融和協調を基に防火思想の普及啓発を図り、もって自主防災体制を確立し、災害を防止して会員事業所の振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及に関する事。
- (2) 関係法令の普及啓発に関する事。
- (3) 防火管理、危険物の安全管理及び消防用設備等に係る調査研究に関する事。
- (4) 研修会、講習会、講演会等の開催及び視察等に関する事。
- (5) 消防本部の行う諸行事及び施策に対する協力に関する事。
- (6) 会員の表彰及び慶弔に関する事。
- (7) 会員相互の親睦に関する事。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとし、消防本部管内及びその近隣にある事業所、個人をもって組織する。

2 正会員は、次に掲げる者で、本会の目的に賛同して入会したもの。

- (1) 防火管理者、防災管理者を選任しなければならない事業所
- (2) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を有する事業所
- (3) 少量危険物及び指定可燃物等を貯蔵又は取扱所を有する事業所
- (4) 液化石油ガス等の製造所又は取扱所を有する事業所
- (5) 消防用設備等の設置に係る工事又は点検等に係る事業所
- (6) 建築設計、消防用設備の設計又は建築等に係る事業所
- (7) 消防機械器具の製造及び販売に係る事業所
- (8) その他各号に該当しない事業所

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を援助するもの。

(入 会)

第5条 本会に入会する者は、別に定める入会申込書に会費を添えて会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申込書を受理したときは、会員名簿に登載しなければならない。

3 会員の名称、住所等に変更があったときは、別に定める名称・住所等変更届出書により、会長に届け出なければならない。

4 会長は、前項の変更届出書を受理したときは、会員名簿の記載事項を変更するものとする。

(退 会)

第6条 会員が、退会するときは、別に定める退会届出書により、会長に届け出なければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、理事会の議決により退会させることができる。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) その他退会させるべき正当な事由があるとき。

3 会長は、退会届出書を受理したとき又は退会させたときは、会員名簿から抹消するものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理 事 9名 (会長、副会長を含む)

(4) 監 事 3名

2 理事は、各部会から選任された部会長及び副部会長とし、総会に諮り承認する。

3 会長は、理事会において部会長の中から選任し、会長は所属する部会の部会長を兼務する。

4 副会長は、会長が所属する部会以外の部会長とする。

5 監事は、各部会からそれぞれ推薦し、総会に諮り承認する。

(職 務)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。

(4) 監事は、本会の財産及び会計を監査する。

(任 期)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会の承認を得て、補充することができる。ただし、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が、会員でなくなったときはその職を失う。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会に関係ある団体、消防本部及び学識経験者等から理事会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営等に関し会長の諮問に応じるとともに、必要があるときは助言又は意見を述べることができる。

4 参与は、本会の運営等に関し会長の諮問に応じる。

第4章 部 会

(部 会)

第11条 本会の事業を円滑に推進するため、本会に危険物部会、防火管理部会及び消防設備部会を置く。

2 会員は、事業所の形態により、いずれかの部会に所属する。ただし、複数の部会に属することはこの限りでない。

(部会の事務)

第12条 部会は、理事会で議決した事項の執行及び理事会に付議すべき事項の企画立案にあたるものとする。

2 部会の所掌事項については、別に定める。

(部会の役員)

第13条 それぞれの部会に、次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 幹 事 10名以内

2 部会役員は、部会会議において選任し、総会に諮り承認する。

3 幹事は、地区別、業種別を勘案し選出する。

4 部会役員の任期は、第9条に準じる。

(部会役員の職務)

第14条 部会役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、会長の要請を受け部会を代表し所掌事務を総括し、部会会議の議長となる。

(2) 部会長は、部会会議で議決した事項及び企画立案した事項を会長に報告するとともに、必要に応じ理事会及び総会において、所掌事務の報告並びに質問事項の説明にあたる。

(3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(4) 幹事は、部会会議を構成し、所掌事務を決定する。

(部会の庶務)

第15条 部会の庶務は、事務局において処理する。

第5章 会 議

(会 議)

第16条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 臨 時 総 会
- (3) 正副会長会議
- (4) 理 事 会
- (5) 部 会 会 議

(総会及び臨時総会)

第17条 総会は、会員をもって構成し、毎年年度当初に会長がこれを招集する。

2 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員改選に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算の編成及び決算の報告に関する事。
- (5) その他必要な事項

3 臨時総会は、正会員の3分の1以上の要請があったとき、又は会長が特に必要と認めるときに招集する。

(正副会長会議)

第18条 正副会長会議は、会長、副会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会の招集及び理事会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 理事会を招集する時間的余裕のない、緊急を要する事項の専決に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第19条 理事会は、第7条に定める役員をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき議案に関する事。
- (2) 細則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 重要事項及び事業計画に関する事。
- (4) 臨時総会を招集する時間的余裕のない緊急を要する事項の専決に関する事。
- (5) その他会長が必要と認める事項

(部会会議)

第20条 部会会議は、部会長、副部会長及び幹事をもって構成し、会長の承認又は要請を受け、担当部会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 担当部会の所掌事項に関すること。
- (2) 理事会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 部会役員の改選に関すること。
- (4) 事業の執行において連絡調整に関すること。
- (5) その他会長又は担当部会長が必要と認める事項
(議 長)

第 21 条 総会及び臨時総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(議 決)

第 22 条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 23 条 本会の事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置き本会会務の処理を行う。

- (1) 会長は、消防本部消防長の承認を得て事務局長及び事務局員を消防職員に委任することができる。
- (2) 事務局員は、事務局長の指揮監督を受け、本会の事務を処理する。

第 7 章 会 計

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(経 費)

第 25 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 26 条 会員は、別に定める会費を毎年度納入しなければならない。なお、年度途中に入会した会員も同様とする。

- 2 会員が退会しようとするとき、会費に未納がある場合は、完納しなければならない。ただし既納の会費については、返戻しない。

(特別会計)

第 27 条 多額の経費を要する事業等の資金として、総会の議決により特別会計を積み立てることができる。

- 2 特別会計の支出については、総会に諮って決定する。

第 8 章 雑 則

(簿 冊)

第 28 条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 役 員 名 簿
- (3) 金 銭 出 納 簿
- (4) 会 費 等 納 入 簿
- (5) 会 議 録
- (6) 表 彰 関 係
- (7) 関 係 書 類
- (8) その他会務の運営について必要な簿冊
(表彰及び慶弔)

第 29 条 本会の表彰及び慶弔については、別に定める。

(委 任)

第 30 条 会長は、本会則の施行について必要な事項を理事会の承認を経て定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この会則の施行の際、白河地方危険物安全協会、白河地方防火管理連絡協議会及び白河消防設備士連絡協議会の会員であった者は、本会の会員とみなす。
- 3 この会則の施行の際、白河地方危険物安全協会、白河地方防火管理連絡協議会及び白河消防設備士連絡協議会の財産及び繰越金は、本会の会計に繰入れる。
- 4 本会は、(一社)福島県危険物安全協会連合会及び(一社)福島県消防設備協会に加入するものとする。
- 5 この会則の施行をもって、白河地方危険物安全協会、白河地方防火管理連絡協議会及び白河消防設備士連絡協議会の会則は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

白河地方消防防災協会施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、白河地方消防防災協会会則（以下「会則」という。）第30条の規定により、会則の施行について必要な事項を定める。

(入会申込者等)

第2条 会則第5条第1項の入会申込書は、別記様式第1号とする。

2 会則第5条第3項の名称・住所等変更届出書は、別記様式第2号とする。

3 会則第6条第1項の退会届出書は、別記様式第3号とする。

(委嘱状)

第3条 会則第10条第2項の顧問及び参与の委嘱は、別記様式第4号とする。

(各部会の所掌事項)

第4条 会則第12条第2項の各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

2 危険物部会

- (1) 危険物関係法令の普及啓発
- (2) 火災予防の普及啓発
- (3) 危険物安全管理の研究及び推進
- (4) 危険物安全管理に関する各種講習会の開催及び後援
- (5) 危険物取扱者試験の準備講習会の開催
- (6) 液化石油ガス及び指定可燃物等の安全管理の研究及び推進
- (7) 危険物災害発生時の協力体制の研究及び推進
- (8) (一社)福島県危険物安全協会連合会との連絡調整に関する事項
- (9) その他、会長又は部会長が必要と認める事項

3 防火管理部会

- (1) 防火管理関係法令の普及啓発
- (2) 火災予防の普及啓発
- (3) 防火・防災管理の研究及び推進
- (4) 防火・防災管理に関する各種講習会の開催及び後援
- (5) 防火・防災管理資格取得講習の後援
- (6) その他、会長又は部会長が必要と認める事項

4 消防設備部会

- (1) 消防用設備関係法令の普及啓発
- (2) 火災予防の普及啓発

- (3) 消防用設備等に関する研究及び推進
- (4) 消防用設備等点検済表示制度の推進及び適正運用
- (5) 消防用設備等に関する知識及び技術の習得
- (6) 消防用設備等に関する各種講習会等の開催及び後援
- (7) 消防用設備等の維持管理及び整備充実
- (8) (一社)福島県消防設備協会との連絡調整に関する事項
- (9) その他、会長又は部会長が必要と認める事項

(会 費)

第5条 会則第26条に定める会費は、別表に定める部会費算定基準に基づき算定し、会員が属する部会の部会費をもって会費とする。

2 複数の部会に属する会員は、それぞれの部会費をもって会費とする。

(弔慰等)

第6条 役員（顧問、参与を含む）が、次に該当する場合には会則第29条により、弔慰金を贈るものとする。

(1) 死亡弔慰金5,000円とし、別に花輪を贈る。

(2) その他、必要な事項が生じた場合は、その都度会長が決定するものとする。

(細則の改廃)

第7条 この細則は、理事会の議決を経なければ、改廃することができない。

附 則

この細則は、平成29年5月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

入 会 申 込 書

年 月 日

白河地方消防防災協会

会 長

様

私は、貴会の趣旨に賛同し、入会を下記のとおり申込みいたします。

記

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

事務担当者所属・氏名

電話番号

FAX番号

入会部会

危険物部会

防火管理部会

消防設備部会

会 費

_____円

そ の 他

正会員

賛助会員

様式第2号（第2条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

白河地方消防防災協会
会 長

様

事業所

所 在 地

名 称

代表者名

印

電話番号

FAX番号

この度、 が変更となりましたので、お届けいたします。

変更前

変更後

退 会 届 出 書

年 月 日

白河地方消防防災協会
会 長

様

事 業 所
所 在 地

名 称

代表者名

印

電話番号
FAX番号

この度、下記の理由により、貴会を退会いたしたくお届けいたします。

1 会員種別 危険物部会 防火管理部会 消防設備部会

2 その他 正会員 賛助会員

記

退会事由

委 嘱 状

殿

あなたを白河地方消防防災協会の
に
委嘱致します

年 月 日

白河地方消防防災協会

会長

別表 1

部会費算定基準

危険物部会

年額

正会員	・指定数量の100倍以上の危険物を取り扱う事業所、危険物取り扱う部分の面積が1,000㎡以上の事業所、指定数量の200倍以上の給油取扱所	10,000円
	・指定数量の50倍以上100倍未満の危険物を取り扱う事業所、指定数量の100倍以上200倍未満の給油取扱所	7,000円
	・指定数量の50倍未満の危険物を取り扱う事業所、自家給油取扱所、指定数量の100倍未満の給油取扱所	4,000円

防火管理部会 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)別表第1

年額

正会員	・第1項～第4項、5項(イ)、6項、9項(イ)、12項(イ)、16項(イ)の防火対象物を有し、収容人員が1000人以上の防火対象物	7,000円
	・第1項～第4項、5項(イ)、6項、9項(イ)、12項(イ)、16項(イ)の防火対象物を有し、収容人員が500人以上1000人未満の防火対象物	5,000円
	・上記に該当しない防火対象物	3,000円

※収容人員は消防法第8条関係によるもの。

消防設備部会

年額

正会員	・消防用設備等を業とする事業所及び事業主並びに点検業務を行う事業所	17,000円
-----	-----------------------------------	---------

年額

賛助会員	・本会の目的に賛同し、事業を援助する者(各部会一律)	10,000円
------	----------------------------	---------

白河地方消防防災協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、白河地方消防防災協会会則第29条に基づき、会員の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の要件)

第2条 表彰は、会員のうち、事業所又は個人について次の区分により行う。

(1) 事業所表彰

- ア 施設が消防法に定める技術上の基準に適合し、その維持管理が優秀で過去5年以上無火災及び無事故に努力し、他の模範と認められる事業所
- イ 消防用設備等の施工及び維持管理等を適法適切に遂行させ、防災の保安体制の充実と普及に5年以上努め、他の模範と認められる事業所
- ウ 事業所の管理者等が従業員等に対して防火管理又は危険物保安若しくは消防用設備等の教育、訓練等を実施し、火災予防対策に積極的である事業所

(2) 個人表彰

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者又は消防設備士として同一事業所に5年以上勤務し、消防法に定める業務について、遵守事項を確実に遂行し、他の模範と認められる者

(3) 感謝状

- ア 本会の発展に特に功労のあった者
- イ 本会の役員、参与で、在任中特に功労のあった者
- ウ 本会に5万円以上又は5万円以上に相当する物品を寄贈した者
- エ 前号の規定は、会員以外の者にも適用する。

(表彰者の内申)

第3条 第2条の表彰内申は、別記様式1により会長に内申するものとする。

2 受賞事業所にあつては、受賞後5年を経過しなければ再び内申することは出来ないものとする。ただし、特別に功労があつた場合はこの限りでない。

(表彰状)

第4条 第2条の表彰に用いる表彰状は次によるものとする。

- (1) 1号該当 別記様式2
- (2) 2号該当者 別記様式3
- (3) 3号該当者 別記様式4

(表彰の時期)

第5条 第2条の表彰は、総会において行う。ただし特別の事由があるときは、その都度行うことができる。

2 前項の表彰を行う場合、予算の範囲内で金品を授与することができる。

(表彰の決定)

第6条 表彰の決定は、内申に基づき会長が理事会に諮り決定する。

(追 彰)

第7条 前条の規程により、表彰を受ける者が受賞前に死亡し又は辞任、退職したときは、死亡又は辞任、退職の日にさかのぼってこれを表彰するものとする。

(委 任)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年5月19日から施行し平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、第2条の表彰要件は白河地方危険物安全協会、白河地方防火管理連絡協議会及び白河消防設備士連絡協議会における経歴を継続して適用する。

別記様式1（事業所表彰）

年 月 日

白河地方消防防災協会長 様

内申者



年度表彰の内申について

このことについて、下記のとおり表彰願いたく内申いたします。

記

表 彰 該 当 者	住 所	
	事 業 所 名	
種 類	表彰規程 第2条第1項1号に該当するものと認めます。	
入会 年月日	年 月 日	
功 勞 の 内 容		

(注) 表彰該当が法人であり、表彰状に代表者名の記入を希望する場合には、表彰該当者欄に代表者の職・氏名を記入すること。

別記様式1 (個人表彰)

年 月 日

白河地方消防防災協会長 様

内申者 住 所
氏 名



年度表彰者の内申について

このことについて、下記のとおり表彰願いたく内申いたします。

記

表 彰 該 当 者	住 所 事 業 所 名	
	ふり 氏 名	
種 類	表彰規程 第2条第1項2号に該当するものと認めます。	
経 歴	危険物取扱者免状取得	年 月 日
	消防設備士免状取得	年 月 日
	防火管理者選任	年 月 日 (延べ年数 年 ケ月)
功 労 の 内 容		

別記様式2（事業所表彰）

表 彰 状

殿

貴事業所は平素消防法令を遵守し設備の充実改善と維持管理及び安全管理に努められたことは優秀で他の模範であります よってここに記念品を添え表彰いたします

年 月 日

白河地方消防防災協会
会 長

㊞

別記様式3（個人表彰）

表 彰 状

殿

あなたは（危険物取扱者・防火管理者・消防設備士）として消防法令を遵守し職務を誠実にやり質の向上に努めたことは他の模範であります よってここに記念品を添え表彰いたします

年 月 日

白河地方消防防災協会
会 長

㊞

別記様式4（感謝状）

感 謝 状

殿

あなたは本会の使命達成のために尽力されその功績は誠に多大であります よってここに記念品を添え感謝の意を表します

年 月 日

白河地方消防防災協会
会 長

㊞